

福祉サービス評価推進センターぐんま

運営委員会規程

(目的)

第1条 福祉サービス評価推進センターぐんま（以下「推進センターぐんま」という。）設置規程第4条3に基づく運営委員会の職務等について定めることを目的とする。

(推進センターぐんま運営委員会の職務)

第2条 運営委員会は、推進センターぐんまの事業の統括を行う機関として、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 推進センターぐんま設置規程第3条の事業の統括に関すること。
- (2) 推進センターぐんまの事業計画及び事業報告に関すること
- (3) その他、推進センターぐんまの目的達成に関すること。

(委員)

第3条 運営委員会委員は、別紙の福祉サービス評価推進センターぐんま運営委員会委員選出区分（以下「選出区分」という。）の定めるところにより、群馬県社会福祉協議会長（以下「県社協会長」という。）が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は次の各号の定めるところによる。

- (1) 任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 委員は、再任されることができる。

(委員の解任)

第5条 県社協会長は、委員が心身の故障のため職務が遂行できないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

(委員長等)

第6条 運営委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、別紙の選出区分 1～5（学識経験者・消費者・経営者・報道関係者・行政関係者）に該当する委員の中から委員の互選によって選出する。

- 2 委員長は会務を総理し、推進センターぐんまを代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会 議)

第7条 運営委員会は、委員長が招集する。

- 2 運営委員会は、過半数の委員の出席がなければ、これを開き議決をすることができない。
- 3 運営委員会の議事は、出席した過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(拡大合同会議)

第8条 運営委員会の委員と各専門委員会の委員で構成する拡大合同会議を、必要に応じて運営委員会委員長が招集して開催することができる。

(委員の守秘義務)

第9条 運営委員会の委員又は委員の職務にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

附 則

この規程は、平成16年9月6日から施行する。

(別紙)

福祉サービス評価推進センターぐんま運営委員会
委員選出区分

	選出区分	人数	備考
1	学識経験者	2	
2	消費者	1	
3	経営者	1	
4	報道関係者	1	
5	行政関係者	1	
6	推進センターぐんま設置規程第4条に定める各専門委員会 委員長	3	
	計	9	

選出区分1～5の委員の中から運営委員会委員長・副委員長を選出する。